



しちのへ 議会だより

2025年
NO. 82

令和7年11月1日発行
青森県七戸町議会
広報編集特別委員会



七戸町文化交流センター(旧西野小中学校)では、「歴史民俗資料室」として、「民具の部屋」「縄文の部屋」「七戸城跡の部屋」「馬具と馬産の部屋」と歴史テーマ別に部屋が設けられており、縄文時代から昭和初期の民具など、幅広い年代の物が数多く展示されています。職場研修や児童学習などに是非ご利用ください(要予約)。 問い合わせ先:生涯学習課 ☎0176-62-9702

も	第2回臨時会と9月定例会の主な審議内容	2
く	決算審査特別委員会	4
じ	9月定例会一般質問	6
	委員会の動き	12

・発行 七戸町議会 ・編集 議会広報編集特別委員会

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4 TEL 0176-68-2965 FAX 0176-68-2804

しちのへ議会だよりウェブサイト <https://www.town.shichinohe.lg.jp/gyosei/gikai/gikaidayori/index.html>

右の二次元バーコードより、今までのしちのへ議会だよりをご覧くださいませ。➡





新教育長
森田 勝博 氏

★原案のとおり同意

○七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
教育委員会教育長の辞職に伴い、後任者として森田勝博氏を任命したいことから同意を求める。

議 案

★原案のとおり承認

○自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
町道野崎6号線での損害を与えた事故について、相手方と和解が成立したので、早急に支払う必要があるため専決処分した。

専決処分事項の報告

令和7年
第2回
臨時会
(8月1日開会)

議 案

○七戸町自転車等の放置防止に関する条例の制定
公共の場所において、公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とし、自転車等の放置防止及び撤去するための事項を制定する。

★原案のとおり可決

○七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるため改正する。

★原案のとおり可決

令和7年
第3回
定例会
(9月5日開会～
9月12日閉会)

令和7年第3回定例会は、9月5日開会、8日一般質問、10日、11日決算審査特別委員会、12日議案審議・閉会の日程で行われました。
5日は、町長から12議案、4報告、1諮問の提出議案について、提案理由が説明された後、代表監査委員から、令和6年度各会計歳入歳出決算意見書並びに令和6年度財政健全化及び経営健全化審査意見書についての報告がなされました。
また同日、決算審査特別委員会を設置し、令和6年度各会計決算の認定について、審査を付託されたため、10日、11日、本委員会を開催し、審議した結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。
8日は、議員5名による一般質問、12日は、全事件について議案審議が行われた結果、全事件が原案のとおり可決、認定、同意され、閉会しました。

○七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴い、同法第19条第2項第2号の規定による部分休業の承認の単位等を定めるため改正する。

★原案のとおり可決

○物品購入契約の締結

(学習用コンピュータ等購入)

青森県GIGAスクール推進協議会が学習用コンピュータ等の共同調達に係る企画提案競技を実施した結果、株式会社ビジネスサービス八戸支店が最優秀提案者に選定されたことから、契約締結を議会の議決に付す。契約金額は、5227万2000円。

★原案のとおり可決

令和7年度補正予算		補正額	予算総額
一般会計(第2号)		3億3,949万円	109億9,541万8千円
特別会計	国民健康保険(第2号)	△1,605万5千円	17億270万4千円
	後期高齢者医療(第2号)	1,368万1千円	4億7,917万3千円
	介護保険(第2号)	7,275万9千円	27億1,520万8千円
	介護サービス事業(第2号)	31万8千円	622万5千円

○令和7年度各会計補正予算

令和7年度補正予算		補正額	予算総額
水道事業会計(第2号)	収益的収入	△2,632万5千円	3億9,292万6千円
	収益的支出	5万4千円	3億6,793万2千円
	資本的収入	△2億961万2千円	6億4,696万4千円
	資本的支出	△3億4,827万6千円	7億3,654万6千円
下水道事業会計(第2号)	収益的支出	336万9千円	3億8,354万7千円
	資本的支出	300万円	3億6,680万7千円

★原案のとおり可決

○令和6年度各会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員会を設置し、各会計の歳入歳出決算について審査した結果、認定すべきものと報告を受けた。

(※決算審査特別委員会の会議内容は次頁へ掲載)

☆原案のとおり認定

報 告



○令和6年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告

令和6年度決算に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率が次のとおり報告された。

※将来負担比率は、基金残高が増加したことにより充当可能な財源が将来負担額を上回り、マイナス比率となったため、「－」と表示している。

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	赤字なし	13.95 (%)
連 結 実 質 赤 字 比 率	赤字なし	18.95 (%)
実 質 公 債 費 比 率	3.5 %	25.0 (%)
将 来 負 担 比 率	－	350.0 (%)
比 率 名	令和6年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	資金不足なし	20.0 (%)

○令和6年度七戸町水道事業会計継続費精算報告

小坪川流量観測及び国有林野貸付申請・保安林解除申請書作成業務に係る継続年度が終了したので報告する。

○令和6年度七戸町下水道事業会計継続費精算報告

下水道事業施設改築更新業務に係る継続年度が終了したので報告する。

○七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和6年度事務事業分)に関する報告

七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価が報告された。

※七戸町ウェブサイトにて「令和7年度七戸町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」が掲載されています。

諮 問

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として、塚尾健樹氏を法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求める。

☆原案のとおり答申



令和6年度決算審査に係る監査委員の意見



代表監査委員
吉川 正純

令和6年度の決算状況について、総合的な意見として、より一層の効率的な行政効果を上げるよう、次のように述べます。

- ① 現時点で将来負担比率は健全となっているが、物価高騰に伴う建設資材や人件費等の高騰の中で、新庁舎建設や町道・橋りょうの整備、七戸中学校の大規模改修などにより、今後も予算の拡大が見込まれる。国や県の制度補助金等を積極的に活用するなど財源の確保に努め、将来負担比率が増大しないよう、注意していただきたい。
- ② 自主財源については、人口減少や償却資産の減少により町税の減収が続いている。町独自の施策を進めるため、町税以外の町単独収入についても、収入の確保に努めていただきたい。
- ③ ふるさと納税の寄付金額は約1億8千万円で、前年度と比べ約1億円増加している。これは、担当者の努力の表れと評価する。今後は、役場全職員のアイデアを出し合い、地域資源や地元業者との連携、体験型の返礼品など、魅力ある返礼品の開発に努め、ふるさと納税の収入増加に繋げていただきたい。
- ④ 各事業については、経費削減に取り組み、優先度や必要性等を精査し、限られた財源の中で効率的かつ効果的な予算執行に努めていただきたい。

決算審査特別委員会 (9月10日、11日)

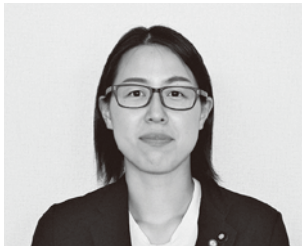
令和6年度一般会計のほか、5特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算を原案のとおり認定すべきものと決定

決算審査特別委員会

委員長 工藤 章



副委員長 藤井夏子



議会から審査の付託を受けた令和6年度一般会計(歳出決算額122億1333万2606円)、国民健康保険特別会計(17億3481万8994円)、後期高齢者医療特別会計(4億8477万9692円)、介護保険特別会計(26億8771万9082円)、介護サービス事業特別会計(536万9394円)、七戸霊園事業特別会計(167万7500円)、及び水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算について、9月10日、11日の2日にわたり、決算審査特別委員会を開催し、詳細に審査を行いました。

その結果、すべての会計決算を原案のとおり認定すべきものと決し、9月12日の本会議において審査結果を報告しました。

主な質疑内容(一般会計のみ)を要約してお知らせします。

各会計決算の詳細は、「広報しちのへ10月号」に掲載していますのでご覧ください。

主な質疑内容 (一般会計)

木柱標識撤去工事について

問 どのように撤去されたか。
総務課長

各集落の木柱の根元に腐食が見られ、危険度が高い順に撤去しており、令和6年度は1本撤去した。これまでもかなりの木柱を撤去しているが、その殆どが住民からの情報で、現場確認し、撤去している。

空き家実態調査等業務委託料について

問 空き家の実態はどのようになっているか。また今後の対応は。
総務課長

実態調査は、株式会社ゼンリンに委託し、空き家候補のリスト作成を依頼しており、小屋等も含め、約700件がリストアップされている。

危険家屋等、所有者へ撤去依頼通知をしているが、なかなか応答がない現状だが、危険性が高い家屋については、ロープ等で固定するといった対応をしている。

書かない窓システム保守業務について

問 書かない窓口の効率化はどのくらいできたのか。
町民課長

マイナンバーを持たない方は窓口で申請書を書く必要があるが、8割から9割の方は、運転免許証やマイナンバーを持参し、申請書を書かない窓口で対応している。

新庁舎オフィス環境整備業務委託料について

問 どのような業務内容か。
財政課長

新庁舎の建設基本構想・基本計画の中にある、平面計画の算出にあたり、書棚や書庫の面積を積算する必要があるため、本庁舎や七戸庁舎、保健センター等の現状の文書量を調査した。

鳥獣対策総合事業費補助金について

問 どのような補助金か。
農林課長

クマやサル、イノシシの被害等の対応で猟友会を主体とした実施隊の人員費や猟銃の弾、罠の購入など様々なものが事業費に含まれている。

問 猟友会員の新規加入を増やすため、猟銃免許取得の補助をする考えは。
農林課長

育成について様々考えている。今後、若い人の参入を考え事業の中に免許を取得するための補助も考えていきたい。

特色ある学校づくり推進事業費補助金について

問 どのようなことに使われているか。
学務課長

地域の伝統料理、田植えや稲刈り体験、また、教育委員会で年1回実施する子ども心理状況を図る「Q.Uテスト」の回数を増やすための調査費用、その他、理科等の研究材料や総合学習など、各学校が考えた内容となっている。

町費負担臨時教員費について

問 令和6年度はどのように配置されているか。

答 学務課長

七戸中学校に1名、天間林小学校に1名。非常勤講師としては、七戸小学校2名、七戸中学校1名である。

町いじめ問題対策審議会委員報酬について

問 どのような活動をしているのか。

答 学務課長

重大ないじめ案件が発生した際に委員で審議している。場合によっては専門機関の方を招きアドバイスを受ける。重大案件が無くても年1回は開催し、1年間の現状報告等している。

公民館講座等講師謝礼について

問 どのような講座に支払われているか。また、参加者から要望等がある講座にはどのようなものがあるか。

答 生涯学習課長

中央公民館講座は全10講座、高齢者対象の寿大学も全10講

座実施。軽スポーツや料理教室、歴史教室などを開催している。公民館講座は、フイットネス教室やヨガ教室など体を動かす講座への申込みが多く、寿大学は町外研修や芸術鑑賞への参加率が高い。どちらの講座も、参加者や公民館利用者からの声を基に、講座内容を設定している。

七戸中学校校舎改修工事設計業務委託料について

問 設計計画の内容は。

答 学務課長

屋根等を除く外壁や廊下、建具、仮設校舎含め、概算工事費が15億円となったが財政的負担が大きいため、工事費を減額するための検討とし、令和7年度へ一部の設計料を繰越して進めているところである。仮設校舎設置には3億円かかるが、起債の対象とならないことが大きいため除き、その他、工事内容を精査するなどし、大規模改修の設計は、現在進行中である。

ニッ森貝塚ふれあいまつり報償費について

問 冬のふれあいまつりに掛かった費用の総額は。

答 生涯学習課長

まつりに協力していただいた保存協力会やガイドの会への謝礼、ノベルティグッズの作成費として23万980円。弓矢体験・火おこし体験の消耗品7619円、縄文鍋の材料費7万9697円、その他ポスター等の印刷費6万1600円、合計で37万9896円である。

建物等移転補償費（ニッ森貝塚地区）について

問 令和6年度の買い上げ事業に掛かった総額と事業費の財源は何か。

答 生涯学習課長

「土地鑑定料・建物等移転補償調査等委託料」584万3200円、「史跡ニッ森貝塚用地購入費」919万905円、「建物等移転補償費」6071万7767円、総額7575万1872円である。財源の内訳は、事業費総額7500万円の80%に当たる6060万1000円が国庫補助金。その他、合併特例債1430万円、一般財源85万172円である。

道路維持修繕工事費について

問 道路脇の草が伸びており、歩行者に影響している。年間の維持管理はどのようにしているか。

答 建設課長

中部上北広域シルバー人材センターと南部縦貫株式会社へ草刈りを委託している。2回・3回を予定しているが、箇所が多いため、通学路を優先的にを行い、その後、他の箇所を草刈りしているが、間に合っていないのが現状である。箇所も多くなり、現体制では限界にきているため、今後は様々なことを組み合わせた体制を考え、実施したい。

討 論

反対討論

町 清悦 委員

全国市町村が抱える人口減少・少子高齢化問題に、将来の市町村の存亡をかけて方向性を見極め優先順位を決めて取り組まなければならない中で新庁舎や七戸中学校校舎大

採 決

令和6年度七戸町各会計歳入歳出決算について、起立採決を行い、起立多数により、令和6年度七戸町各会計歳入歳出決算を認定すべきものと決定し、議長へ報告した。

規模改修計画が先行して進められている。令和6年度の予算案に基づいて各事業が進められている中で、場合によっては再度見直し、別な手段もあると思ったが、ほぼ当初の計画通り進められている。特に少子化対策に可能な限り予算配分しなければならぬと考えた時、どこか余裕を持つたような考え方で進んできたと思っている。

七戸町が選択すべき方向性、最善と思われる方向からや違う方向に進んでしまったとの思いがあるため反対する。

ここが聞きたい！

9月定例会一般質問



「一般質問」は、行財政全般にわたる議員主導による政策論議であり、3月、6月、9月、12月の年4回の定例会で行われます。

質問する議員と答弁する執行機関は、ともに十分な準備が必要であるため通告制が採用されています。

議員が行財政全般にわたり、事務の執行状況及び将来の方針等について所信をただし、事実関係を明らかにすることにより、現行の政策の確認、変更、是正、あるいは新規の政策を採用させる目的と効果があります。

1. 高齢者の補聴器購入費用を助成する考えは。
2. 住民税非課税世帯に灯油の購入費用を助成する考えは。



佐々木 寿夫 議員

補聴器購入について

問 高齢者にとって難聴は重要な問題であり、認知症のリスクが高まる。補聴器購入費用の助成はできないか。

答 町長

耳の聞こえが悪くなると人とのコミュニケーションを避けるようになり、社会参加が減り、孤立となったリ抑うつ状態に陥りやすくなることで、認知症の発症リスクが高まるとされている。

当町が、令和4年度に高齢者を対象に行った調査では、耳の聞こえが悪いと回答した方は17.2%、また、補聴器を使っていると回答した方は6.5%であり、補聴器を使っている高齢者は約390人と推計されている。

そのような高齢者が今後増加すると予測されていることから、医療・介護費用の増大や、介護保険制度への更なる負担を招くことが懸念されている。

県内では既に21の自治体が補聴器購入助成事業を実施しており、当町においても、当該事業の必要性は感じている。

先行自治体の事例などを参考に、来年度の事業化に向け、効果的な制度設計を進めていきたいと考えている。

福祉灯油助成事業について

問 灯油の価格は現在どのくらいか。

答 町長

経済産業省資源エネルギー庁が調査、公表している8月25日時点の青森県の灯油店頭販売価格は、1リットルあたり118円となっている。

問 住民税非課税世帯に、灯油購入費用の助成はできないか。

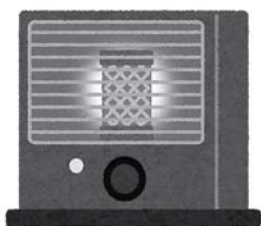
答 町長

当町では、令和5年に国が創設した、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全世帯への商品券交付事業や低所得世帯

への給付金事業を実施してきた。

また、本年3月には、75歳以上で構成する非課税世帯、約1000世帯に対し、青森県生活困窮者に対する灯油購入費助成事業を活用し、1世帯当たり7000円を支給している。

今年度においても、引き続き、国、県の支援策等の動向を注視しながら、適切かつ迅速に対応していきたいと考えている。





1. 街の住みこちランキング 2025 の結果を踏まえた今後の対策は。
2. 町内・駅周辺の宿泊施設の現状と今後の取り組みは。
3. 中央公園内の設備、展示物、遊具の現状と今後の対策は。

向中野 幸八 議員

街の住みこちランキング2025（青森県版）について

問 県内に住む20歳以上を対象に、8項目5段階で評価した回答を見ると、ここ3年間は中南地域・上北郡が評価されている状況にあるが、この結果をどのように思っているか。

答 町長

「街の住みこちランキング」は、民間事業者が毎年実施しており、実際に居住している住民が自分の街を項目ごとに評価するというもので、インターネット調査により、今回は県内1829人の回答を基に集計したとされている。

調査結果では、ランキング上位10位までの市町村を公表しており、中南地区の弘前市、平川市、藤崎町、田舎館村、また上十三地区のおいらせ町、六戸町、三沢市が評価されている。

この上位の市町村を見ると、比較的人口減少率が低い自治体であり、圏域の中

心都市に隣接しているベッドタウン的な性質、また、交通利便性や生活利便性などが評価につながっているものと考えられる。

なお、七戸町の今回の調査結果を事業者に問い合わせたところ、14位であった。当町は立地条件など、ランキング上位の自治体にも負けない魅力があると思うが、この魅力を更に充実させ活性化に繋げるための今後の対策は。

答 町長

七戸町には豊かな自然と歴史文化、そして交通の利便性など、他の地域にはない魅力があると考えている。その魅力をさらに高めるために、町の情報発信力の強化を図りたいと考えている。

取り組みの一つとして、地域おこし協力隊を積極的に活用し、町の豊かな自然や文化、温かい人々の暮らしといった魅力を、若者の視点で発信する重要な役割を担っていただきたいと考えている。

具体的には、現在活動中の隊員が町の公式インスタグラムを通じて、町の魅力再発見につながる写真やショート動画を発信している。併せて、昨年まで活動していた隊員のYouTubeチャンネルを引き継ぎ、新たに動画を配信、あるいは町の情報発信を進めていきたいと考えている。

また、町一番の集客力のある道の駅しちのへを最大限に利用し、イベント情報など魅力を発信していく。

そういう取り組みも徹底的に進めていきたいと考えている。

今後は、より町の情報発信を強化することで、町内外の交流人口を増やし、町の活性化につなげていきたいと考えている。

町内・駅周辺の宿泊施設について

問 地域経済活性化などを目的とした町内や駅周辺への宿泊施設誘致は町の重要課題でもあり、各団体からの要望もあると思うが、今

の状況は。

答 町長

現在、町に対して、各団体から宿泊施設誘致に関する具体的な要望書などの提出はないものの、宿泊施設が整備されることになれば、宿泊による町内滞在時間の延長につながり、町の賑わいや雇用創出などの地域経済の活性化に寄与するものであることから、町としては重視して取り組むべき課題であると認識している。

町では、現在、一般財団法人電源地域振興センターの企業誘致支援サービス事業を利用し、企業誘致に取り組んでいるが、本事業では、自治体の優遇措置等を紹介するパンフレットを作成し、全国約1万3千の企業に対してパンフレットを配布しながら進出意向のアンケート調査などを実施している。

パンフレットなどを送付する対象企業は、自治体が希望業種を選択することになるが、当町では、第一希

望に旅館・ホテル業を登録しており、今後もこれらのサービス等を活用しながら宿泊施設の誘致を推進していきたいと考えている。

問 宿泊施設に関する条例を整備し、町内に一定規模以上の宿泊施設を新規開業する事業者に対し、奨励措置など検討・取り組む考えはあるか。

答 町長

町では企業誘致支援サービス事業を利用し、誘致活動の支援を受けているところだが、現時点では問い合わせはない状態である。七戸十和田駅周辺のエリアは、宿泊施設を立地できるような土地を町がまた所有していないという実情もあるが、住民、事業者、行政の協働や連携も見据えながら、取り組んでいく必要があると考えている。

町としては、より積極的な宿泊施設の誘致に向けて、立地可能性調査を実施したいと考えている。立地可能性調査では、観光客等に対して宿泊ニーズ

の調査、町内の関係者や町外の宿泊事業者に対して立地環境としての七戸町の評価や進出可能性に関するヒアリング等を行い、宿泊施設誘致の実現に向けた方向性を整理したいと考えている。

また、そのヒアリングと同時に、奨励措置を考えながら、具体的な策を進めていきたいと考えている。

中央公園内の設備、展示物及び遊具について

問 ヘリコプターが設置されるまでの経緯と目的は。

答 教育長

ヘリコプターが中央公園内に設置されるまでの経緯については、平成15年初めにおいて、県内の自治体に海上自衛隊より、除籍されたヘリコプターの無償貸付希望の調査があり、旧天間林村が無償貸付申請を行い、設置されることとなった。

設置目的は、公園の整備・拡充を図るにあたり、航空科学についての教材として

実際に飛んでいた航空機を一般に公開展示することにより、子ども達に大きな夢を与え、人格形成の一助に資することを目的としている。

問 ヘリコプターの設置から現在までの管理及び航空科学的教材としての状況は。

答 教育長

管理状況については、機体の汚れが目立つた際には高圧洗浄での水洗いや、機体に描かれた文字がぼやけてきた際には再塗装を行うなどして機体の維持管理に努めてきた。現在は、当公園に設置後20年以上も雨風にさらされていることにより劣化が進み、塗装も色あせている状態にある。

航空科学的教材としての状況は、過去には町のイベント開催時に機内見学を実施したり、園児や児童が散策時に、間近に機体を見たり、写真を撮ったりすることで、航空科学に対する関心を深めてきたものと考えている。

このように、長年、皆さ

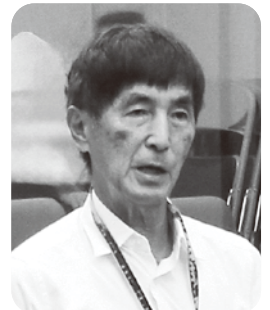
んに親しまれてきたヘリコプターだが、大変残念ではあるが、老朽化により、年内に海上自衛隊が、解体撤去することが予定されている。解体撤去月日が決定したら広報等でお知らせしたい。

問 公園内の遊具には、経年劣化により不具合が発生し撤去されたものもあるが、補充など何か計画・予定はあるか。

答 教育長

令和6年度において、中央公園内の「キャッスル」という木製遊具の一つが、修繕を繰り返しながらも大事に使用してきたが、定期点検において老朽化のため「危険性の高い異常がある」との判定を受け、その修繕に必要な部品も製造中止であったことから撤去工事をした。撤去後の場所には、同様の遊具を設置したいと考えているので、今後は、計画性をもって遊具の設置を考えていきたいと思っている。

1. 地区を超えた秋まつり参加者について。
2. 新町史の編纂業務を行う考えは。
3. コメの生産について町はどのように考えるか。



山本 泰二 議員

秋まつりについて

問 七戸町内で地区を超えての秋まつりへの参加者はどのくらいいるか。

答 町長

直近で開催された「しちのへ秋まつり運営連絡会議」において、参加町内会に聞き取りしたところ、山車の合同運行へ天間林地区から参加する方の人数は、町内会によってバラつきがあるが、最大50名が参加する町内会もあった。

また、柏葉太鼓競演会については、今年度より参加資格要件を変更し、天間林地区からの参加者も出場できるようになり、今年度は1町内会が該当すると伺っている。

地区外からの参加者が増えることにより、まつりが盛り上がることは大切なことだと思う。

さらに、町内会連合会として、今回初めて天間林地区の小中学校へ、秋まつりへの参加を呼び掛けるチラシを配布したので、その効

果を検証していきたい。

問 町内会で掛けている保険は地域外からの参加者等は対象とならず補償の上で問題がある。

地区を超えての秋まつりへの参加者に保険をかける考えはあるか。

答 町長

秋まつりの保険加入状況について、複数の町内会に聞き取りをしたところ、町内会で加入している保険では、会員以外の事故等については対象とならないことから、秋まつり限定のイベント保険に加入している町内会もあった。

秋まつりの運営全般に関する保障については、秋まつり実行委員会が保険加入しているが、各町内会の運行参加者についてカバーする保険は、各自加入を呼び掛けています。

今後においても、各町内会でのイベント保険加入を促していきたいと考えている。

七戸町史について

問 合併して20年。今後の町づくりのために出来事を資料として残す必要がある。

答 町史編纂室を新設するなどし、新町史の編纂業務を行っていく考えはあるか。

答 町長 旧町村が刊行した町史・村史から50年以上経過し、町村合併からも20年経過していることから、町史編纂を進める適切な時期に至ったと考えている。

町史は、町の自然環境、政治や文化等多岐にわたる観点から歴史総括し、今後の町政や地域振興の基盤として、後世に継承していく重要な役割を担うものであると認識している。

町としては、節目に合わせた町史刊行を念頭に置いているが、編纂作業は刊行までに相当の期間と労力を要するため、編纂の推進体制をどのように整備するか、また、新しい町史をどのような体裁としていくかなど、関係部署において十分に協議していきたいと考えている。

コメの生産について

問 コメの生産農家数と収量の推移は。

答 町長 コメの生産農家数は、平成26年1583戸、令和6年772戸となっており、10年間で811戸の減少となっている。

収量については、単純に比較できるデータはないが、水稻作付面積で見ると、平成26年2300ha、令和6年2136haとなっており、10年間で163haの減少となっている。

この減少面積に、令和6年の基準単収548kgを乗ずると89万3240kgとなるので、10年間でおよそ893tの収量減になっているものと思われる。

問 国のコメ増産への方針転換をどう考えるか。

答 町長 国のコメ増産への方針転換については、新聞等によ

ると、自民党農業政策検討委員会は増産を強調する政府に対し、供給過剰による米価下落を懸念するとし、これに対して農林水産省は、「需要に応じて増産という意味であり、無秩序に作っていいということではない」と説明するなど、「増産」というキーワードだけが先行しており、具体的な施策が示されていない。国では、令和9年度から水田

活用支払交付金を含めた水田政策を見直すとしていることから、今後の動向を注視していきたいと考えている。

問 コメの増産に向けた農家への支援は。

答 町長

コメの増産と言うが、容易に作付面積が増えることは考えにくく、飼料用米、加工用米の割合が減り、主食用米の割合が増えることが予想される。

国では「増産」により、市場の供給過多による米価下落についてコメントを出していないことから、町で

は引き続きリスク分散の観点から、輸出、加工、米粉等への取組を支援していきたいと考えている。

問 コメ生産者収入が適正となるよう県や国に働き掛ける考えはあるか。

答 町長

飼料用米、輸出用米、加工用米に取組む生産者は、令和6年からの複数年契約により、主食用米価格が高止まりする中、同じ生産物を半額以下で出荷している。

国は特例による備蓄米の放出により消費者のコメ購入価格を抑えたが、複数年契約で安いコメを出荷せざるを得ない生産者の対策がされていないことから、再三にわたり国、県に働きかけているところである。

今後においても生産者が安心して営農を継続できるように、令和9年度以降の米政策についても、早期提示を求めていると考えている。

また、県知事との意見交換会の場でも、県の方向性を確認していきたいと考えている。

1. クマが出没した際の学校での対応と今後の課題は。
2. 子どもと保護者が楽しく集える場所作りを考える町民への支援は。

藤井 夏子 議員

クマの出没による学校での対応と今後の課題について

問 小・中学校近隣でクマが出没した際の、登下校時の対応は。

答 教育長

小中学校周辺の徒歩通学圏内で目撃情報があった場合、それが登校の時間帯にかかる場合は、ひとり歩きを避けるため、保護者による送り届けをお願いし、下校の時間帯にかかる場合は、保護者への引き渡し下校をお願いしている。

なお、昼夜、頻繁に学校周辺、市街地での目撃情報があった場合は、登下校において保護者との引き渡しをお願いするなど、連日のお願いとなる場合もある。

また、学校敷地に隣接して出没する場合は、屋外活動や部活動を控えることもある。

学校から離れた場所でも目撃情報があった場合でもスクールバス停から自宅までの安全確保をお願いしている。



問 クマの出没により懸念される、学校教育への影響と今後の課題は。

答 教育長

関係者、特に保護者のご協力により、児童生徒が登校できているので、時間割の微調整などはあるが、学校教育への大きな影響はないと考えている。

ただ、登下校の送迎に係る保護者の負担や休みの日に外で遊ばせることへの不安などのストレスが懸念される。

今後の課題としては、登下校における保護者引き渡し方法の改善がある。

具体的には、登下校において、あらかじめ学校に連絡したうえで、友達の保護者など、児童生徒の保護者、祖父母以外でも引き渡しを可能にすることや兄弟姉妹が同一学校にいる場合に、同時に引き渡しを可能にすることなどである。

子どもは町の宝。安心して登下校できるよう、子どもたちの地域全体での見守りも含め、学校長と協議し、

可能なことから対応していきたいと考えている。

子どもと保護者が集える場所について

問 子どもや保護者が集える場所を作りたいと考える団体や町民に対し、町はどのような支援が出来るか。

答 町長

町では、これまでも『第2次長期総合計画』や『第3期七戸町子ども・子育て支援事業計画』において、「子ども・子育て支援の充実」や「子ども・子育て環境の整備」をうたっている。

また、庁内機構改革においても、窓口の一元化による利用者の利便性の更なる向上と母子保健部門・児童福祉部門が連携し両機能が一体的に相談支援を行うことを目的に「こどもみらい課」を設置した。

町はどのような支援が出来るかについては、私自身も住民に寄り添った政策実現を目指すよう各課に常々話をしている。その中で、担当課においては、相談体

制が充実しているので、直接の相談や提案等して頂き、町民と町側の対話の中で、支援や補助の方法等を具体的な形にして、住民の望む政策を実現していきたいと考えている。

また、そのためには今後町側も直接、保護者の皆様と話が出来るような時間を作って進めていきたいと考えている。

問 遊具のある屋内施設の設置について、現時点において具体的な計画はあるか。

答 町長

先の6月定例会でもあった「子どもと保護者の集える場所」の対策としては、地域子育て支援拠点をモデル的に設置し、運営できる団体などの募集に繋げるため、今回の補正予算にも「地域子育て支援拠点運営委託」として54万3000円を計上している。

具体的内容としては、10月の3連休及び11月の健康フェアにおいて、「ふれあいセンター」や「屋内スポー

ツセンター」を活用しながら、就学前児童を対象として天候に関係なく遊べる室内遊具と子育て相談が出来る窓口を設置し、更なる子育てニーズの把握や運営団体の募集に繋げていきたいと考えている。詳細が決まり次第SNS等を活用しながら情報発信に努めていきたい。

今年の夏は暑い日が続き、来年以降も、想定される。その時に、室内で遊べる場、子どもの居場所というのはとても重要。これをモデルケースに次年度へ繋げていきたいと考えている。



1. 七戸町まちづくり基本条例について。



町 清悦 議員

七戸町まちづくり基本条例について

問 町村合併後、築き上げてきた「一体感の醸成」は七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画に対する町民の不安や不満を解消できなければ、崩壊しかねないと危惧する。町長の認識と今後の対応について伺う。

答 町長

新庁舎建設基本構想及び基本計画の策定においては、これまで、町民説明会、町民ワークショップ、パブリックコメントを実施している。これらは、七戸町まちづくり基本条例において、町民の方が町政に参加する方法として掲げられている方法に該当するものである。

新庁舎建設事業に関しては、町民説明会やパブリックコメントなどにおいて、いろいろなご意見をいただいている。

質問の趣旨としては、基本構想及び基本計画の策定

にあたつて、町民の方に十分な説明がなされ、ご理解を得られているのかというご指摘と受け止めている。

今後、基本設計などの作成業務を進めていくが、内容や進捗状況など、町民の方に対し、これまで以上に丁寧に説明をしながら進めていきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

問 七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画は、今年度策定される第3次長期総合計画と同時並行で策定した方が、より総合的に考えられた計画になったと思う。急いだ理由は何が。

答 町長 新庁舎建設基本構想及び基本計画に関しては、これまで度々説明しているが、その内容には、基本構想・基本計画の策定も含めた事業全体のスケジュールについても示している。

令和7年3月の議員全員協議会において、基本構想(案)及び基本計画(案)について説明をしており、その内容については、議員の皆様にもご理解いただきたい。

ているものと認識している。

従つて、町長に就任した際、基本構想及び基本計画の策定に関しては、これまでの経緯や内容を踏まえ、そのまま引き継ぐこととしている。事業スケジュールについて、急いでいるものとは考えていない。

問 七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画は、七戸町まちづくり基本条例第32条(参加の権利の保障)の(2)重要な計画の策定、変更又は廃止に該当するか。

また、第3次長期総合計画以外に、今後、この重要な計画に該当する計画はあるか。

答 町長

七戸町まちづくり基本条例第32条第1項第2号の「重要な計画」とは、第3次長期総合計画を含め、法律または条例で規定された計画を指しており、長期的な町づくりの展望に関する計画や、町民の生活に大きな影響を与えると考えられる計画が該当する。

従つて、七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画は、新庁舎の必要性や規模に加えて、町民の生活に直結する「新庁舎の建設場所」を選定し、示している計画なので、同条例第32条第1項第2号の「重要な計画」に該当する。

また、同計画以外での「重要な計画」としては、七戸町都市計画マスタープランや七戸町立地適正化計画、荒熊内地区開発計画、七戸町総合戦略などが該当する。

問 七戸町役場の位置を変更する条例は、七戸町まちづくり基本条例第32条(参加の権利の保障)の(1)重要な条例の制定及び改廃に該当するか。

答 町長

七戸町まちづくり基本条例第32条第1項第1号の「重要な条例」とは、七戸町まちづくり基本条例や情報公開条例など、町政運営の基本的な考え方や理念を定める条例を指している。

また、地方自治法第4条には、地方公共団体が事務

所の位置を定め、変更しようとする際の規定が示されており、同条例第3項では、条例の制定にあたつては出席議員の三分の二以上の同意が必要とされている、いわゆる特別多数議決が適用される条例であることがうたわれている。

従つて、「七戸町役場の位置を変更する条例」は、同条例第32条第1項第1号の「重要な条例」に該当するものである。

問 七戸町まちづくり基本条例第33条(参加の方法)には(5)アンケート調査その他町長が必要と認める方法への参加と記載されている。七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画についてのアンケート調査を実施するべきだと考えるが、いつ、どのように実施するか。

答 町長

新庁舎建設基本構想及び基本計画は、既に策定されたものである。改めて、このことについてアンケート調査を実施することは考えていない。

七戸町まちづくり基本条例は、町民の方が町政に参加する権利を保障し、事案に応じて、町が、参加について用いる方法が掲げられている。

その方法とは、一つ目、執行機関の附属機関への委員としての参加。二つ目、広聴会、説明会、懇談会等への参加。三つ目、個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加。四つ目、意見公募への参加。五つ目、アンケート調査その他町長が必要と認める方法への参加、とある。

新庁舎建設基本構想及び基本計画の策定においては、町民説明会、町民ワークショップ、パブリックコメントをそれぞれ行っている。これらは、町民が町政に参加する方法に該当するものだと思う。

条例に掲げられた方法を全て実施しなければならないという規定ではないが、いろいろなものを駆使するということは、大事なことだと考えている。

今後、基本設計などの作

成業務を進めていくが、町民の方が町政へ参加する方法については、実施時期や内容などを検討し、実施していきたいと思う。

今後、この建設事業のほかに、いろいろなまちづくりの計画があると思う。その中で、七戸町まちづくり基本条例第33条の五つの方法を駆使しながら、全てではなく、それぞれの状況に応じた中での参画を求めながら、町民一体で進めていきたいと思つているので、ご理解いただきたい。

《会議録について》

「しちのへ議会だより」では、スペースの都合上、質問と答弁を要約して掲載しています。また、会議録は、中央図書館や中央公民館図書室、町のウェブサイトでも閲覧できます。本会議場での傍聴もお待ちしております。

委員会等の動き

総務企画常任委員会

開催日 令和7年8月19日

案件 ・ 9月定例会における各課懸案事項

・ 令和6年度滞納状況及び不能欠損

(町税、国民健康保険税、介護保険料等)

内容 ・ 各課長より懸案事項の説明を受け協議した。

・ 税務課長より説明を受け協議した。

建設産業常任委員会

開催日 令和7年8月20日

案件 ・ 9月定例会における各課懸案事項

・ 令和6年度滞納状況

(住宅使用料、水道及び下水道使用料)

内容 ・ 各課長より懸案事項の説明を受け協議した。

・ 建設課長及び上下水道課長より説明を受け協議した。

文教厚生常任委員会

開催日 令和7年8月21日

案件 ・ 9月定例会における各課懸案事項

・ 令和6年度滞納状況

(奨学資金貸付金、後期高齢者医療保険料)

内容 ・ 各課長より懸案事項の説明を受け協議した。

議会運営委員会

開催日 令和7年8月22日

案件 ・ 9月定例会の会期日程等

内容 ・ 総務課長及び財政課長より提出議案等の説明を受け審査した。

・ 一般質問通告書について、5人の質問内容等を審査した。

・ 決算審査特別委員会の運営方法について審議した。

・ 会期について、日程を審議した。

・ 学務課長及び町民課長より説明を受け協議した。

道路整備促進特別委員会

開催日 ①令和7年8月26日

②令和7年10月2日

③令和7年10月3日

場所 ①国土交通省青森河川国道事務所(青森市)

②国土交通省東北地方整備局(仙台市)

③財務省、国土交通省(東京都)

衆・参議院議員会館(東京都)

案件 ・ 下北半島縦貫道路野辺地七戸道路及び後平バイパス整備促進に係る要望

議会広報編集特別委員会

開催日 令和7年10月8日、15日

案件 ・ 議会、たよりの編集

内容 ・ 第82号の編集作業を実施した。

《七戸町議会議員説明会》

期 日 9月8日(月) 議員控室

案 件 公立七戸病院経営分析・改善業務報告

説明者 中部上北広域事業組合事務局長・事務局次長

公立七戸病院事務局長

株式会社近田会計事務所

株式会社近田会計事務所担当者より、公立七戸病院の現状や経営分析結果、改善案などについての説明を受けました。



編集後記

長かった暑すぎる夏もようやく終わり、木々の葉が少しずつ色付き始めました。

町内の一大イベントであるしちのへ夏まつり・秋まつり、今年も大いに盛り上がりました。世代を超えて

楽しめる地元のお祭りは、年々薄れていく地域との繋がりを深めてくれる、数少ない機会です。次世代へと

大切に繋げていきたいものです。

9月定例会での決算審査

特別委員会では、いつも以上に活発な意見が交わされました。主な質疑内容を、本誌4～5頁に掲載しておりますので是非ご覧ください。これからも多くの方々に読んで頂ける議会だよりを目指し、努めてまいります。(藤井)

七戸町議会

議長 附田 俊仁

議会広報編集特別委員会

委員長 山本 泰二

副委員長 藤井 夏子

委員 向中野 幸八

委員 中野 正章